

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
3月5日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) ..... 一
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課) ..... 四
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課) ..... 四
  - 解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課) ..... 五
  - 漁業調整委員会委員の選挙権及び被選挙権の範囲に関する告示の廃止(水産振興課) ..... 五
  - 道路の区域の変更(道路整備課) ..... 五
  - 道路の供用の開始(道路整備課) ..... 六
  - 山口都市計画道路事業の認可(都市計画課) ..... 六
- 公告
  - 国土調査の成果の認証(政策企画課) ..... 六
  - 基本測量の実施の終了(監理課) ..... 七
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) ..... 七
- 人委公告
  - 平成三十一年度山口県警察官(男性)採用(A試験(第一回)の実施) ..... 七
  - 平成三十一年度山口県警察官(女性)採用(A試験(第一回)の実施) ..... 七
- 選管告示
  - 政治団体の名称等 ..... 二
  - 政治団体の異動事項 ..... 二
  - 解散等に係る政治団体の名称等 ..... 三
  - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 ..... 三
  - 指定の取消しに係る資金管理団体の名称等 ..... 三

### 山口県告示第六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課、岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井化学株式会社  
住 所 東京都港区東新橋二丁目五番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場  
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (N <sup>3</sup> /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
三七一タ	五五	平成三二、 四、一五	平成三一、 六、三〇	平成三一、 七、一
備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一 第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				連続 六時間 変動なし

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値											汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )												
	処理後	処理前	通	常	最	大	浮遊物質	窒素	鉍	油類	窒素	鉍	油類		窒素	鉍										
オイルセパレーター	〃	八	〃	〃	〃	〃	八・五	二〇	一四	二一	〃	〃	〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	
活性汚泥処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九〇・三	二二〇	二〇	三〇	五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六、三八五	二一、五〇〇	
オイルセパレーター	〃	七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間	一日当たり	概季節的変動の要	年	年	年
種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間	一日当たり	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
鉄筋コンクリート	製鉄筋コンクリート	三、六〇〇	浮上	連続	二四時間	変動なし	〃	〃	〃
〃	〃	〃	浮上	〃	〃	〃	(既)	(既)	(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	常	
三	〃	〃	〃
五	二〇、八六九	二〇、八六九	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の		値		排水水の一 日当たりの量 ( $m^3$ )	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
ク	八	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	鉍油類 ( $mg/l$ )	窒素 ( $mg/l$ )	リン ( $mg/l$ )	通常	最大
ク	九、六	八・五	二〇	一四	一・八	二	五	三三〇、三二六	三四六、二三九
三	一〇	一	九	一	一	三	〇・五	一・五	一六、〇〇〇
									二四、〇〇〇

山口県告示第六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社  
住 所 周南市開成町四九八八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー・ファインケム株式会社第四工場  
所在地 周南市開成町四九八八番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/時$ )	工事着手 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 間隔
四六一二	二	平成三二、 三、二六	平成三二、 三、二六	連 続 二四時間
		予定 年 月 日	予定 年 月 日	一日当 りの使 用時間 季節的 変動の 概要

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
四六一二	五・五	六〇	〇・六九
	六	六五	〇・六九

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	
〃	七	二二	二二	〇
〃	九	二九	二九	九〇〇
〃	六	〇・四	〇・四	九〇〇
〃	〇	二〇	二〇	〇
〃	一	二〇	二〇	〇
〃	一	一	一	〇

山口県告示第六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡本医院	宇部市中央町二丁目一三番一八号	平成三〇、九、三〇
原田外科医院	〃 恩田町五丁目八番五号	二二、三二
内田皮膚科泌尿器科医院	〃 上町一丁目三番四号	〃
なわたクリニック	〃 大字沖ノ目六八六の一	〃
医療法人社団田中耳鼻咽喉科医院	〃 萩市大字東田町四二	〃
岡山医院	〃 岩国市平田六丁目五一番一六号	〃
兼清外科	〃 光市浅江三丁目一番二五号	〃

山口県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

田村医院	〃 室積大町二三番二〇号	〃
松井医院	〃 山陽小野田市大字植生五三一の一	〃
藤井齒科医院	〃 長門市油谷新別名九九三の一	〃
有限会社薬心堂さくら薬局	〃 岩国市錦見七丁目一七番一七号	〃
有限会社由宇中央薬局南支店	〃 南岩国町四丁目五七番一一号	〃
有限会社由宇中央薬局	〃 由宇町由宇崎五番三号	〃
ハート薬局	〃 柳井市新庄二一の五九	〃
アツミ薬局	〃 周南市西松原三丁目六番四五号	〃

名 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
原田外科医院	宇部市恩田町五丁目八番五号	〃	平成三二、一
なわたクリニツク	〃 大字沖ノ目六八六の一	〃	〃
大正通りクリニツク	〃 山口市小郡下郷一二七六	〃	〃 二、
岡山医院	〃 岩国市平田六丁目五番一六号	〃	〃 一、
兼清外科	〃 光市浅江三丁目一番二五号	〃	〃
田村医院	〃 室積大町二番二〇号	〃	〃
藤井歯科医院	〃 長門市油谷新別名九九三の一	〃	〃
三好薬局大正町店	〃 山口市小郡下郷一三一九の一五	〃	〃 二、
さくら薬局	〃 岩国市錦見七丁目一七番一七号	〃	〃 一、
由宇中央薬局	〃 由宇町由宇崎五番三号	〃	〃
由宇中央薬局南支店	〃 南岩国町四丁目五七番一	〃	〃

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	指 定 年 月 日
株式会社いぶき	宇部市大字東岐波四七一の一の二	ライフステツプ 宇部市妻崎開作 創訪問看護ステーション 四九の七	平成三一、 二、 一

**山口県告示第六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字秋字蛭子前一〇〇八一の三、字大原一六一〇七の四
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

**山口県告示第六十五号**

漁業調整委員会委員の選挙権及び被選挙権の範囲に関する告示（昭和二十五年山口県告示第三百十七号）は、廃止する。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県告示第六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	道路の種類		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山陽小野田市大字有帆字老ノ六本松 四六八の五地先から 同市新有帆町九一八の一先まで	最狭 最広 一一・二 四六・六	最狭 最広 一七・四 七四八・八	七八七・二	道路改良工 事による。	

区 間	道路の種類		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山陽小野田市新有帆町八一二の一 先から 同市 同町八五四の五地先ま 及び	最狭 最広 一一・五 一八・五	一九六・五			

山陽小野田市新有帆町八五四の五地先から 同市 同町九一八の一地先まで	山陽小野田市新有帆町八二二の一地先及び 山陽小野田市新有帆町八二二の一地先から 同市 同町九一八の一地先まで	新	最狭 一四・七・二	最狭 三三・三・〇	最狭 三九・三・〇	最狭 三一・三・四	三一九・八 (重用)	最狭 一四・七・二	最狭 三三・三・〇	最狭 三九・三・〇	最狭 三一・三・四	四五四・〇	三一九・八 (重用)	最狭 一四・七・二	最狭 三三・三・〇	最狭 三九・三・〇	最狭 三一・三・四	三一九・八 (重用)	最狭 一四・七・二	最狭 三三・三・〇	最狭 三九・三・〇	最狭 三一・三・四	四五四・〇	三一九・八 (重用)
---------------------------------------	--	---	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

道路の種類 県道  
路線名 妻崎開作小野田線  
道路の区域

区 間	山陽小野田市大字小野田字長尾開作三七七三の一地先から 同市 同大字字長沢二宮開作七四八九の三地先まで	新	最狭 一六・一・五	最狭 二一・五・〇	最狭 二一・五・〇	最狭 一六・一・五	四〇・〇	四〇・〇	道路改良工事の完了による。
	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考					

山口県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宇部船木線	山陽小野田市大字有帆字老ノ六本松四六八の五地先から 同市新有帆町九一八の一地先まで	平成三十一年三月六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 小野田美東線	山陽小野田市新有帆町八二二の一地先	平成三十一年三月六日
県道 野田線	山陽小野田市大字小野田字長尾開作三七七三の一地先から 同市 同大字字長沢二宮開作七四八九の三地先まで	平成三十一年三月六日

山口県告示第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
山口都市計画道路事業三・四・九東山通り下矢原線
- 三 事業施行期間  
平成三十一年三月五日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地  
山口市矢原



(五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防府市	平成二十九年四月一日から平成三十年七月十日まで	防府市地籍図	大字奈美の一部
美祢市	平成二十八年四月十九日から平成三十年二月二十六日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	豊田前町保々、美東町綾木及び美東町大田の各一部

二 認証年月日

平成三十一年三月五日

(五二) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子基準点現地調査)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成三十年七月一日から平成三十一年一月三十一日まで

(五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十一年三月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市生野屋四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市美里町三丁目九番六号

株式会社スマイエ



公 告

平成三十一年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成三十一年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成三十一年三月五日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十人程度
東京都 大阪府	六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和六十一年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成三十二年三月三十一日までに

卒業する見込みの者	卒業する見込みの者
東京都	昭和五十九年五月十四日から平成十年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業 者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和六十一年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業 者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時  
平成三十一年五月十二日（日曜日）  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 3 場所  
下 関 市 山口県下関警察署  
山 口 市 山口県立大学  
周 南 市 山口県周南総合庁舎
- (二) 第二次試験  
山口県の合格者については、次のとおり実施します。  
なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

1 方法及び内容

- (1) 論文試験  
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
- (3) 身体検査  
山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
なお、検査には、次のような基準があります。  
視 力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。  
色 覚 職務の遂行に支障がないこと。  
聴 力 正常であること。  
その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。  
体力検査  
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。  
反復横跳び 二〇秒間に四五回以上  
握 力 左右の平均が四一キログラム以上  
上体起こし 三〇秒間に二一回以上  
シャトルラン 四三回以上  
関節運動 正常であること。
- 2 日時及び場所
- (1) 適性検査及び論文試験  
日 時 平成三十一年六月八日（土曜日）  
場 所 山口県総合交通センター  
体力検査  
日 時 平成三十一年六月九日（日曜日）又は同月十日（月曜日）のいずれか  
場 所 山口県警察学校
- (3) 口述試験  
日 時 平成三十一年六月十日（月曜日）から同年七月七日（日曜日）まで



の間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

## 五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験  
教養試験 五〇点

- (二) 第二次試験  
論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

## 六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

## 七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成三十一年五月二十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十一年八月中旬までに当該都府から文書で通知されます。

- (二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成三十一年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十一年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

## 八 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

- (二) 採用は、原則として平成三十二年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

- (三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 九 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成三十一年三月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

- (二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

- 2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

- (三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十一年三月五日（火曜日）から同年四月十七日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十一年四月十七日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十一年三月五日（火曜日）午前九時から同年四月十日（水曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三―〇一〇）に問い合わせてください。

公 告

平成三十一年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）の実施

平成三十一年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

平成三十一年三月五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

九人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十一年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成三十一年五月十二日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

(2) 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。  
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。  
聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。  
体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。  
反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上  
上体起こし 三〇秒間に一五回以上  
シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成三十一年六月八日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成三十一年六月九日(日曜日)又は同月十日(月曜日)のいずれ

かで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成三十一年六月十日(月曜日)から同年七月七日(日曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十一年五月二十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十一年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十二年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十一年三月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十一年三月五日(火曜日)から同年四月十七日(水曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十一年四月十七日までの消印のあるものに限ります。

す。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十一年三月五日(火曜日) 午前九時から同年四月十日(水曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
青年会労働問題研究所	藤井 智宏	宮本 義宣	宇部市大字際波194の263		平成30、6、12

山口県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
国民民主党山口県第1区総支部	大内 一也	代表者	大内 一也	西嶋 裕作	平成30、6、28
自由民主党周東支部	山手 康弘	〃	山手 康弘	平岡 邦夫	〃 5、25
自由民主党山口県美容政治連盟支部	佐竹 章宏	〃	佐竹 章宏	吉田 笑子	〃 21
			〃	〃	
自由民主党理容支部	吉永 和義	〃	木村 真也	菅原 一	〃 〃 14
かたおか勝則後援会	宇津本一憲	代表者	宇津本一憲	上田 哲雄	〃 6、27
河村みつお後援会	河村ひろ子	〃	河村ひろ子	河村 満生	平成29、8、5、
松陰至誠塾	木村 泰啓	会計責任者	木村 泰啓	柴田 安広	〃 12、10
日本弁護士政治連盟山口県支部	山元 浩	代表者	山元 浩	森重 知之	平成30、6、
山口県宅建政治連盟	上原 祥典	会計責任者	浅川 幸期	松村 誠	〃 〃 7
山口県美容政治連盟	佐竹 章宏	代表者	佐竹 章宏	吉田 笑子	〃 5、21
		会計責任者	〃	〃	
山口県理容政治連盟	吉永 和義	〃	木村 真也	菅原 一	〃 〃 14

山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
尾山のぶよし後援会	尾原 勇次	田村 嘉輝	山陽小野田市大字東高泊206の6	平成29、12、31
尾山のぶよしの会	尾山 信義	〃	〃	〃
河村みつお後援会	河村ひろ子	明石 優	熊毛郡上関町大字室津668の2	〃
国安和夫後援会	添郷 四郎	国安 立子	田布施町大字川西651	平成30、5、31
山口県医薬品登録販売者連盟	山田百合男	森田猪太郎	下関市上新地町2丁目2番7号	〃

山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなつた年月日)
尾山 信義	尾山のぶよしの会	平成29、12、31

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の指定の取消しをした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (取消年月日)

平成三十一年三月五日印刷発行

発行人

山口県知事

三浦昇

昇龍会

平成30、6、25